

森林整備事業費補助金のお知らせ

事業内容

森林資源の造成並びに森林の有する公益的機能の維持及び増進を図るため、望ましい森林整備事業に対し、その経費の一部を補助する事業です。



森林整備事業

森林法第5条に規定する地域森林計画の対象森林内的人工林、天然林、竹林等において行われる事業で「精華町森林管理保全指針」に掲げている森林施業・作業・活動が該当します。

補助金の交付の対象者

- 1 規約や定款等により組織の運営を定めている団体
- 2 地域ぐるみの活動を行う団体（個人と自治会等が共同して事業を行う団体）

補助対象経費

- 1 樹木苗木の購入費。
 - 2 刈払い機、チェンソー、及び竹等粉碎機等の燃料代。
 - 3 刈払い機・チェンソーの替え刃、植え付け鋤、鋸、腰鉈、鎌、保安帽等の購入費。
 - 4 傷害保険料等。
- ※食糧費、交際費、労務費は補助対象にはならない。

補助の内容

1年間（4月1日から翌年3月31日）の森林整備事業に対して、**1団体10万円を限度**に補助します。

申請手続き

補助金を申請しようとする場合は「精華町森林整備事業費補助金申請書」を**毎年10月31日**までに、農政課へ提出してください。

お問い合わせ

精華町 事業部 農政課 農地保全係

TEL : 0774-95-1903

FAX : 0774-95-3973



補助金申請等に係るQ & A(森林整備事業)

Q 1 森林整備事業費補助金を受けるための事業スキームは。

A 1 10月末日までに農政課へ交付申請書及び事業計画書を提出いただき、書類審査後交付決定を行います。年度末までに取り組み内容及び収支がわかる実績報告書を提出いただき、交付金額を確定後、上限10万円以内での補助金を交付します。

Q 2 個人的に活動している者でも、補助金の交付の対象者となるのか。

A 2 補助金の交付の対象者は(1)規約や定款等により組織の運営を定めている団体(2)地域ぐるみの活動を行う団体(個人と自治会等が共同して事業を行う団体)の2者に限ります。

Q 3 森林整備を行う森林が地域森林計画の対象森林内に所在するのかどうか分からぬ。

A 3 農政課にお問合せ下さい。(TEL0774-95-1903)

Q 4 森林整備作業時のお茶やおやつ代等は補助対象経費になるのか。

A 4 食糧費は補助対象経費にはなりません。

Q 5 交付申請した補助金額と、交付決定された補助金額が異なる場合はあるのか。

A 5 原則、交付申請いただいた金額で交付決定します。
ただし、補助対象外経費が含まれている場合や過大な積算をされている場合などは審査内容を踏まえた金額となります。

Q 6 申請団体が当該年度に京都府「京の森林文化事業」の補助金を受けている場合でも補助対象となるのか。

A 6 事業内容を精査し、重複していないければ、補助金の交付の対象者になります。
そのため、京都府に提出した申請書類を提出して下さい。

Q 7 チェンソーが壊れたので、1台購入したいが、補助対象経費となるのか。

A 7 原則、団体の備品を購入することを対象としていませんが事業を実施する上で必要不可欠な備品であれば、補助対象経費とする事はできます。
しかし、交付金の活用方法が事業計画に沿っていない場合は補助金の交付対象なりません。